

公募期間に寄せられた意見と、それに対する山形村の考え方

受付期間：令和2年12月25日(金)～令和3年1月27日(水) 受付件数：4件(村内3件、村外1件)

意見(個人、関係者の特定など公表に適さないと判断する部分は、省略又は非表記とさせていただきます。)	山形村の考え方
<p><b>No.1</b></p> <p>① 抑制区域について</p> <p>山形村として環境破壊、景観維持の視点から村全体の抑制区域を指定することはできないか。特に里山、里山周辺地域については、地権者、住民の意思だけに依存するのはどうかと思われる(地権者は管理することができず、手放したいのが本音であるため)。将来の村の環境・景観の在り様が問われることになるのでは。</p> <p>村南部の山際では複数の施設が一気に出来て景観が変貌してしまった。</p> <p>② 事業者、事業承継者について</p> <p>水源涵養林などを外国資本が取得するといった他地域の例にもれず、この件についても事業者、事業承継者は、外国資本の進出に規制を設けた方がよいのではないか。知らぬ間の転売により、所有者が遠い県外者になっている実例があり不安である。</p> <p>③ 維持管理に関して</p> <p>発電事業者は、設置後も定期的に地域住民との連絡をとり、やりっ放しにならないような仕組みができないか。設置前のプロセスだけでなく、設置後のフォローが大切。フェンスの内側は草刈りするが、隣地との境界までが放置され、連絡しようにも表示がないなどは、事業者の責任を全うしていると言えない。</p> <p>農地転用の手続きでは地目が山林の土地は隣地同意が不要だそうで、将来的に風倒木などが発生するとトラブルが心配される。</p>	<p>① この条例の対象となるのは村全域で、土砂災害警戒区域以外の場所への設置にも住民説明会や必要に応じて地域との合意の規定を定めています。特に設置抑制区域の指定は、防災上の理由と、過去に大きな農業投資をしてきた優良農地の投機的な利用を避けることをお願いするものです。言うまでもなく、村の景観保全は将来にわたって大変重要な課題です。したがって土地の本格的な利用規制を行うとすれば、太陽光発電施設に限らず、あらゆる開発、建設、公共事業、社会情勢等を想定して議論する必要があり、長い時間と地権者等の理解、住民の協力が不可欠となります。本条例第1条にお示したように、様々な問題が指摘されている現状において、速やかにルールを整備する上で、まずはこの2点を重視して指定した設置抑制区域であります。</p> <p>② 事業者が変わり、所在や連絡先がわからないというのは、各地で指摘される問題の1つです。本条例では計画の段階から事業の主体となる全ての者を事業者として扱い、名称・所在を明らかにするよう規定し、連絡先の表示についても指示しています。一方で、事業の承継等に関しては、村が許認可等の権限を持つものではないので、それを規制することは非常に難しいものと思われます。その事業者に対してはあくまでも「地域に配慮した責任ある事業運営」を要請していくこと、になります。</p> <p>③ 設置後の維持管理に関しては、本条例の設置意義としても、とても大切な部分を担うものです。事業者には実施協議の段階で定期的な点検・清掃等を記す維持管理計画書を提出すること、管理の状況によっては毎年の定期報告を義務付けることを追加しました。また、地域要望として事前に事業者と合意をして維持管理に関する取り決めを交わすこと、周囲の状況を勘案し、風倒木などの発生を想定した申し合わせをすることも可能かと考えます。</p>

## No.2

先般の第2次国土利用計画のアンケート結果を見ると、多くの村民が土地利用の将来像について、里山や田園など良好な景観の維持を望んでいる。また、太陽光発電施設の設置については、農村の景観が損なわれないようにすべきと答えている。

それを踏まえて条文案を読んでみると、景観という文字から一応の配慮を感じる。ただ条文の趣旨は、設置にあたっては地権者、事業者、周辺住民の3者が十分な話し合いと理解をし合うこととなっている。そのことは評価できるが、農村の景観を保持することについて、行政がどこまで主体性を発揮するのか具体的な取り決めがなく、3者が合意すれば景観が損なわれようが設置が可能であると受け取れる。既に小坂や上大池の里山沿いはパネルで埋まっており、残念に思う村民は多い。昨年朝日村が同じく条例を発出したが、村の美観を守るため、積極的に設置不可のエリアを決めている。

山形村においても、行政がもう一步農村の景観を主体的に保持していくような条文にすべきで、そのために広く村内で村民を巻き込んで討論検討する機会を設けるべきだと考える。重要な条文だけにホームページで意見を求めるだけでは村民の理解と意識は十分得られず、役場と村民との間に齟齬(そご:くいちがいがい)が生じる危険を感じる。

土地や建物、立木等は個人の物ですが、そこに広がる景観は誰もの物でもなく、その保全は極めて大切で、決しておろそかにできるものではありません。現代の農業事情に鑑みれば、高齢化・後継者不足による就業人口の減少、耕作機械の大型化で山際の田畑が敬遠されがちなことなどを背景に、荒廃化が更に進む中ではありますが、景色まで荒らしてはならないと思う日々です。

長野県で最も小さい村のこの土地は、当然ひと筆ひと筆が村の貴重な財産であり、本来投機的な転用には適しません。今般の情勢下、太陽光発電に関しては、まずは設置を回避すべき土地の指定と、事業者、地域との相互理解の道を盛り込んで、村民に不利益のない事業運営を要請することを主な内容としております。

豊かな農村を維持していくとはどういうことなのか、頂戴したご意見のとおり、村民と行政との間に意見や理念の行き違いを生まないよう心掛けて取り組む大きな課題であります。

## No.3

電力の地産地消を目指し、電力供給率 100%の村に。

条例が必要ってどういうことなのか考えてみました。

地球温暖化で、近年相次ぐ自然災害の発生。まさに地球が暴れているように感じられる人も多いはず。その問題の1つに火力発電があり、これに代わるエネルギーとして自然エネルギー(太陽光発電ほか)が注目されている。電力事業者が大きな電力を得るため、パネル設置する土地を探していて応じる人がいる。ただ、応じた人の思惑(お金)で設置されたパネルにより、個人に迷惑をかける。環境破壊、景観の破壊となり、地域社会にも大きな迷惑、不利益を及ぼすことになる。それを規制するため。

ただ、条例を出すだけで問題の解決になるとは思えません。問題は「土地」、その使い方にあると思います。

本来は畑として使われる、或いは木を植えて大きくして売ること成り立っていた土地。それらの土地が利益を生めなくなっている。事情はいろいろあるが、大きいのは後継者問題。年を取り、農地を継ぐ人もいない。荒らしておくより少しでもお金になる

トラブルの発生や住民不安、強引で無秩序な開発行為などを懸念する一方で、待ったなしの地球温暖化対策に、再生可能エネルギーが果たす役割の重要性、必要性を十分認識しながら、村としても村民の皆さんと共に脱炭素社会の実現に取り組もうとする時代です。そのこともこの条例が目指すところの1つです。

同時に、人口減少、後継者不足などで、将来ビジョンを描くにもなかなか難しい時代でもありますが、今回の条例化によるルール作り、その運用と合わせて、村の施策の中で農地は農地として、山林は山林として、本来の使い方、役割と機能を取り戻すための手段を見つけるよう努力することが誠に重要であると考えます。

のなら…、と考えるのは自然の成り行きなのでしょう。

「農地が、林が本来の姿で成り立つようなビジョン」が求められているように感じます。

農地が太陽光パネルや家に浸食され、何のとりえもない村になるのは悲しいことです。「山形村の未来図(ビジョン)」を描くことで、今やるべきことが見えてくるのではないのでしょうか？ 一人一人も自分の未来を重ね、努力できると思います。

「地産地消」「持続可能な社会」「循環する社会」…。最近よく聞く言葉です。「電力の地消」も有かな、と思うのですが。

自然エネルギーは「地産地消」にぴったりの電力です。そして「持続可能な社会」「循環する社会」にもつながります。自然エネルギーを山形村の家庭に導入し、「村全体を発電所にしてしまう」。送電ロスのない、隣り近所で電力を融通し合う、「村の発電装置」として考えてみたらどうでしょう。

「山形村の未来図」を描く際に入れてもらいたい一つです。

条例本来の意見とは外れたかもしれませんが、こんなコトも考えられるのではないかとまとめてみました。

#### No.4

村外者で申し訳ございません。〇〇市在住です。自宅隣の私有林に太陽光発電設備設置計画があります。新聞記事で山形村の条例について知ったので参考に読ませていただきました。

第2条で「地元地区」「周辺住民」が明記されている、区分されているのが良いです。〇〇市では「周辺住民」としか書いてありません。周辺住民と地権者が同地区の場合、意見をまとめるのがとても難しいです。

第8条の特別警戒区域への設置に対して、対象全世帯の同意が要件であることは、災害から住民を守ることに強くつながっていると考えます。

〇〇市の場合は、必要な書類が出されて手続きが踏まれれば、開発許可が出る人が多いようです。住民説明会などでの反対意見、住民からの意見書提出など物申す機会がありますが、それは住民にとってハードルが高いです。その点、山形村の条例案は、全体的に住民が不利にならないように配慮をされているように思われました。

「地球の温暖化」という、とてつもないスケールで起こっている問題に立ち向かうわけですから、わたしたち人類は、相当な覚悟をもって取り組まなければ脱炭素社会の実現は叶わないでしょう。そんな中でも、再生可能エネルギーの可能性には大いに期待しながら、その導入・普及・活用にあたっては、自然や日々の暮らしに不安や負担を持ち込まないよう折り合いをつけていくことが大切です。

山形村にとって本条例の制定は、スタートラインを引くことでしかありませんので、これから地域や村民の皆さんといっしょに考え、修正を加えながら時代に合った運用をしていくことを目指します。